

## リーディング育成企業等認定要項

(趣旨)

第1条 この要項は、リーディング育成企業及びサブ・リーディング育成企業（以下「リーディング育成企業等」という。）の認定について、必要な事項を定める。

(審査会)

第2条 リーディング育成企業等の認定に必要な審査を行うため、リーディング育成企業等認定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会に関する事項については、別に定める。

(申請要件)

第3条 リーディング育成企業等の認定を申請することができる者は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 中小企業基本法に定める「中小企業者」であること。ただし、実質的に大企業が支配していると認められる者は除く。
- (2) 熊本県産業振興ビジョン2011に定める重点成長5分野に関する製造業又はサービス業（情報サービス、健康サービス等）を行っていること、又は行う見込みがあること。  
ただし、公序良俗に反する事業を行う等申請者として適切でない者であると県が判断したものを除く。
- (3) 本県内において、主たる事業活動を行っていること。
- (4) 本県内に現在事業所を有し、今後概ね10年間以上事業所を有し続ける見込みがあること。
- (5) 本県のリーディング企業又はリーディング育成企業となることを目指し、その計画を有していること。
- (6) 申請期間開始の前の日までに確定している決算状況において、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でないこと。
  - ア 債務超過の状態にあること
  - イ 直近2営業期間連続で営業利益がマイナスであること

(申請期間)

第4条 リーディング育成企業等の認定申請は、期間を定めて募集する。

(認定申請)

第5条 第3条の規定による申請要件を満たし、リーディング育成企業等の認定を受けようとする者は、申請期間内に、次の各号に掲げる書類を知事に提出するものとする。

- (1) リーディング育成企業等認定申請書（別記第1号様式）
- (2) 申請期間開始の前の日までに確定している直近の決算に係る付加価値額算定表（別記第2号様式）
- (3) リーディング企業成長計画書（別記第3号様式）
- (4) 申請期間開始の前の日までに確定している直近3営業期間の決算に係る書類（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費の明細書）
- (5) その他知事から提出を求められた書類

(不誠実行為の禁止)

第6条 申請者は、認定の申請に当たり、事実と異なる内容を記載する等不誠実行為を行ってはならない。

(審査会への付託)

第7条 知事は、申請案件について申請内容が適正であるか調査のうえ、認定の審査を審査会に付託する。

(審査)

第8条 審査会は、付託された申請案件について、次の各号に掲げる事項を審査し、審査の結果を知事に報告する。

- (1) 申請者の成長可能性
- (2) 申請者に提出したリーディング企業成長計画書の実現可能性
- (3) その他審査会において審査が必要であると認めた事項
- (4) 前3号を踏まえたリーディング育成企業又はサブ・リーディング育成企業認定の適否

(認定)

第9条 知事は、前条の規定による審査の結果に基づき、リーディング育成企業等を認定するものとする。

(認定の通知)

第10条 知事は、前条の規定による認定をしたときは、速やかに申請者にその旨を通知するものとする。

(認定内容の変更)

第11条 リーディング育成企業等は、前条の規定による通知を受けた後、申請した内容に変更が生じたときは、変更後速やかに変更届出書（別記第4号の1様式）を、知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、リーディング育成企業等は、前条の規定による通知を受けた後、申請した内容に著しい変更が生じるときは、変更が生じる以前に次の各号に掲げる書類を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 変更申請書（別記第4号の2様式）
- (2) リーディング企業成長計画書（別記第3号様式）
- (3) その他知事から提出を求められた書類

(変更の承認)

第12条 知事は、前条第2項の規定による変更申請書の提出があった場合において、当該変更申請書に係る変更の内容が適正であると認めたときは、その承認をするものとする。

2 知事は前項の規定による承認をするに当たり、必要と認める場合には、審査会の意見を聞くことができる。

(変更の承認の通知)

第13条 知事は、前条第1項の規定による承認をしたときは、速やかに申請者にその旨を通知するものとする。

(認定の有効期間)

第14条 第9条の規定による認定の有効期間は、認定の日から、認定の日以後到来する各リーディング育成企業等の事業年度終了の日を4回経過した日までとする。

(認定の有効期間の延長)

第15条 リーディング育成企業が、前条の規定による認定の有効期間の延長を希望するときは、有効期間が満了する日の1月前の日までに次の各号に掲げる書類を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

ただし、認定の日以後到来する各リーディング育成企業等の事業年度終了の日を6回経過した日又は平成39年3月31日のいずれか早い日を越える認定の有効期間の延長を希望することはできない。

- (1) 認定期間延長申請書(別記第5号様式)
- (2) リーディング企業成長計画書(別記第3号様式)
- (3) その他知事から提出を求められた書類

(認定の有効期間の延長の承認)

第16条 知事は、前条の規定による認定期間延長申請書の提出があった場合において、認定の有効期間を延長することが適正であると認めたときは、認定の有効期間の延長を承認することができる。

2 知事は前項の規定による承認をするに当たり、必要と認める場合には、審査会の意見を聞くことができる。

(認定の有効期間の延長の承認の通知)

第17条 知事は、前条第1項の規定による承認を行ったときは、速やかに申請者にその旨を通知するものとする。

(定期報告)

第18条 リーディング育成企業等は、認定の日以後終了する各事業年度に係る次の各号に定める書類を、その事業年度に係る法人税法の規定による確定申告書の提出期限の日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 定期報告書(別記第6号様式)
- (2) 進捗状況管理表(別記第7号様式)
- (3) 付加価値額算定表(別記第2号様式)
- (4) 貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費の明細書
- (5) その他知事から提出を求められた書類

2 リーディング育成企業等は、認定の日より前に終了する事業年度に係る決算が、申請期間開始の日以後に確定したときは、その事業年度に係る法人税法の規定による確定申告書の提出期限の日と認定の日から1月を経過する日のいずれか遅い日までにその事業年度に係る前項第1号及び第3号から第5号に規定する書類を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第19条 知事は、必要があると認めるときは、リーディング育成企業等に対し、リーディング企業成長計画書の進捗状況等について、口頭又は文書により報告を求めることができる。

(認定の取消し及び変更)

第20条 知事は、リーディング育成企業等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、リーディング育成企業等の認定を取消することができる。

- (1) 第3条(第1号から第5号までに限る。)の規定による要件を欠くに至ったとき
- (2) 虚偽の申請により認定を受けたとき
- (3) リーディング育成企業等としてふさわしくない行為があつたとき
- (4) リーディング企業への成長見込みが極めて低くなったとき
- (5) 事業活動を中止又は廃止したとき
- (6) 支援への協力がなされず、当該事業の実施に大きな支障が生じたとき

2 知事は、リーディング育成企業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、サブ・リーディング育成企業へ認定を変更することができる。この場合、当該サブ・リーディング育成企業の認定の有効期間は、変更前のリーディング育成企業の認定期間の残りの期間とする。

- (1) 第3条第6号ア及びイの両方に該当するに至ったとき
  - (2) リーディング企業への成長見込みが低くなったとき
- (雑則)

第21条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年5月27日改正)

(施行期日)

1 この要項は、平成22年5月27日から施行する。

附 則(平成22年7月5日改正)

(施行期日)

1 この要項は、平成22年7月5日から施行する。

附 則(平成23年2月16日改正)

(施行期日)

1 この要項は、平成23年2月16日から施行する。

附 則(平成23年9月9日改正)

(施行期日)

1 この要項は、平成23年9月9日から施行する。

附 則(平成25年10月1日改正)

(施行期日)

1 この要項は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日改正)

(施行期日)

1 この要項は、平成28年4月1日から施行する。